

危機管理マニュアル

第1 目的

残留農薬基準や農薬使用基準に適合しない農産物が発生した場合には、山形県安全・安心農産物生産規格に基づき、県、認定登録団体及び関係団体が連携し、これを出荷流通させないよう必要な措置を迅速かつ的確に講ずることが必要であることから、このマニュアルでは取組認証品目の生産物安全性検査や残留農薬検査等の結果に対する標準的な対応手順を定める。

第2 危機管理体制の整備

1 緊急対応班の編成と設置

認定登録団体は、原則として生産物安全性検査の結果、食品衛生法で定める残留農薬基準を超過した場合等において、当該生産者等や流通関係者、関係団体、産地協議会事務局等と連携して迅速かつ的確な対応を行うため、生産工程管理者を中心とした緊急対応班を事前に編成する。

2 緊急連絡網の整備

認定登録団体は、緊急時における連絡網を整備する。この場合、緊急対応班内だけでなく、全ての出荷集団の代表者及び構成員と連絡を取ることができる体制を整える。

3 研修の実施

認定登録団体は、このマニュアルに則った対応を円滑に行うことができるようにするため、定期的に緊急対応班の構成員その他関係者を対象とした研修を実施する。

第3 生産物安全性検査結果の公表手順

1 通常時における公表

- (1) 認定登録団体は、毎月3日までに前月末現在の検査実績を山形県農林水産部農業技術環境課（以下「農業技術環境課」という。）に様式第1号により報告する。
- (2) 産地協議会事務局は、(1)により報告を受けた検査結果を集計して安全・安心ブランドやまがた産地協議会のホームページ上に掲載する。

2 残留農薬基準を超過した場合等における公表

生産物安全性検査の結果、無登録農薬（販売禁止農薬を含む。）の成分が検出された場合（以下「無登録農薬の検出」という。）、登録農薬の成分が農薬使用基準（平成15年3月7日農林水産省令・環境省令第5号）で定める適用作物（以下「適用作物」という。）以外の作物から検出された場合（以下「適用外農薬の検出」という。）、又は適用作物から食品衛生法で定める残留農薬基準を超過して登録農薬の成分が検出された場合（以下「適用農薬の超過検出」という。）には、当該認定登録団体は、前項で定める通常時の公表のほか、以下の手順による公表を行う。

- (1) 認定登録団体は、分析機関からの速報により、無登録農薬の検出、適用外農薬の検出又は適用農薬の超過検出を確認した場合（以下「緊急事態発生」という。）は、第5に基づく対応措置を講ずるとともに、様式第2号により速やかに農業技術環境課に報告する。

- (2) 産地協議会事務局は、(1)の報告を受けた場合には、速やかに農業技術環境課のホームページの更新を行う。
- (3) 農業技術環境課は、第6に基づく公表がプレスリリースにより行われる場合には、当該プレスリリースと同時又は当該プレスリリース後直ちに安全・安心ブランドやまがた産地協議会のホームページの更新を行う。

第4 緊急事態発生農産物が流通している場合及び流通していると予想される場合における対応手順

認定登録団体は、生産物安全性検査において緊急事態発生農産物を流通させた場合、流通させたと予想される場合、並びに行政機関及び食品等事業者が行う残留農薬検査等で緊急事態発生が明らかになった場合は、直ちに次の対応を行う。ただし、農薬使用基準違反のないことが確認された残留農薬基準以下の適用外農薬の検出にあつてはこの限りではない。

1 認定登録団体が行う生産物安全性検査による場合

- (1) 認定登録団体は、緊急事態発生状況を様式第4号により速やかに農業技術環境課に報告する。
- (2) 認定登録団体は、第5に基づき、出荷集団の農産物の出荷を一時自粛し、出荷集団構成生産者の生産履歴等を点検の上、農薬使用基準違反の有無を確認する。
- (3) 認定登録団体は、第6に基づき、プレスリリース、当該団体のホームページ、社告及び直売所にあつては店頭告知等により消費者等への注意を喚起するとともに、自主回収を行う場合は回収を実施している旨の公表を行う。
- (4) 認定登録団体は、第7に基づき自主回収を行う。
- (5) 認定登録団体は、緊急事態発生農産物の出荷再開に際しては、第5に基づき、安全性確認を行う。なお、やまがた安全・安心取組認証の表示は行わない。
- (6) 安全・安心ブランドやまがた産地協議会は、必要に応じて認定登録団体に対し再発防止等に係る助言指導を行うとともに、認定登録団体は、生産者に対し農薬適正使用に係る研修等、その他事後の安全対策確保に必要な対応に努める。

2 行政機関が行う残留農薬検査による場合

- (1) 認定登録団体は、出荷集団構成生産者が出荷した取組認証品目において食品衛生法違反の事実を確認した場合は、速やかに安全・安心ブランドやまがた産地協議会事務局に報告する。
- (2) 認定登録団体は、第5に基づき、出荷集団の農産物の出荷を一時自粛し、出荷集団構成生産者の生産履歴を点検の上、使用基準違反の有無を確認する。
- (3) 認定登録団体は、第6に基づき、当該団体のホームページ、社告及び直売所にあつては店頭告知等により消費者等への注意を喚起するとともに、当該品の回収等を行う場合は回収を実施している旨の公表を行う。
- (4) 認定登録団体は、第7に基づき自主回収を行う。
- (5) 認定登録団体は、緊急事態発生農産物の出荷再開に際しては、第5に基づき、安全性確認を行う。

- (6) 安全・安心ブランドやまがた産地協議会は、必要に応じて認定登録団体に対し再発防止等に係る助言指導を行うとともに、認定登録団体は、生産者に対し農薬適正使用に係る研修等、その他事後の安全対策確保に必要な対応に努める。

3 食品等事業者が行う残留農薬検査による場合

行政機関が行う残留農薬分析に準じる。なお、緊急事態発生農産物の発生状況や食品等事業者が行った残留農薬検査の実施状況に応じて対応する。

第5 生産物安全性検査結果を踏まえた出荷判断等の対応手順

緊急事態発生時においては、認定登録団体は当該生産者等と連携して別記1に掲げる手順に沿って対応措置を講じるものとする。なお、緊急事態発生農産物を流通させた場合の出荷再開の判断は、安全・安心ブランドやまがた産地協議会と連携して決定する。

第6 公表

認定登録団体は、消費者及び県民の安全・安心を確保するために、生産物安全性検査の実施結果及びその対応について、原則として別記2に掲げる区分及び方法によって公表する。この場合、個人情報については、山形県個人情報保護条例に則って取り扱う。

第7 自主回収

認定登録団体は、食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがあると判断された農産物を自主的に回収するときは、山形県食品衛生法施行条例及び山形県食品等自主回収等実施要領に則って行う。

第8 対応結果報告書の作成

- 1 認定登録団体は、第5及び第6に基づく対応を行った場合は、様式第3号により対応結果報告書を作成し、農業技術環境課に報告し、保管する。
- 2 認定登録団体は、農業技術環境課の求めに応じて、その他対応結果報告書に関連する必要な資料を提出しなければならない。

第9 その他

- 1 このマニュアルは、安全・安心ブランドやまがた産地協議会の意見を踏まえ、山形県農林水産部長が定める。
- 2 このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 このマニュアルは、平成17年4月1日から施行する。
- 2 このマニュアルは、平成18年5月29日から施行する。
- 3 このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。
- 4 このマニュアルは、平成21年2月4日から施行する。
- 5 このマニュアルは、平成23年2月10日から施行する。
- 6 このマニュアルは、平成25年2月6日から施行する。

- 7 このマニュアルは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 このマニュアルは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1

生産物安全性検査結果を踏まえた出荷判断等の対応手順

1 無登録農薬（販売禁止農薬を含む）が検出された場合

(1) 検出生産者

⇒出荷自粛

(2) 出荷集団（検出生産者以外）

① 出荷一時自粛

② 構成する生産者全員の生産履歴等の点検

③ 点検結果と分析に基づく出荷判断

ア 無登録農薬の使用がある場合 ⇒ 出荷自粛

イ 無登録農薬の使用がない場合 ⇒ 出荷

ウ 検出生産者の使用有無の確認ができず、かつ原因不明の場合

→ 集団全員の分析

a 無登録農薬が検出された場合 ⇒ 出荷自粛

b 無登録農薬が検出されなかった場合 ⇒ 出荷

2-1 適用外農薬が超過検出された場合

(1) 検出生産者

① 出荷一時自粛

② 生産履歴等の点検による原因究明調査

ア 適用外農薬の使用がある場合 ⇒ 出荷自粛

イ 適用外農薬の使用がない場合 → 再分析による判断

(ア) 当該成分が超過検出された場合 ⇒ 出荷自粛

(イ) 当該成分が基準値以内の場合 ⇒ 出荷

ウ 使用有無の確認ができず、かつ原因不明の場合 → 再分析による判断

(ア) 当該成分が超過検出された場合 ⇒ 出荷自粛

(イ) 当該成分が基準値以内の場合 ⇒ 出荷

(2) 出荷集団（検出生産者以外）

① 出荷一時自粛

② 構成する生産者全員の生産履歴等の点検

③ 検出生産者の原因究明調査結果に基づく出荷判断

ア 検出原因が特定でき、かつ個別原因であることが明らかな場合

(ア) 点検で適用外農薬の使用がないことを確認 ⇒ 出荷

イ 検出原因が特定でき、かつ原因が集団に共通する可能性がある場合

→ 分析による判断

(ア) 当該成分が超過検出された場合 ⇒ 出荷自粛

(イ) 適用外農薬の使用がなく、かつ分析で基準値以内の場合 ⇒ 出荷

ウ 検出原因が特定できない場合 → 点検と分析による出荷判断

(ア) 当該成分が超過検出された場合 ⇒ 出荷自粛

(イ) 適用外農薬の使用がなく、かつ分析で基準値以内の場合 ⇒ 出荷

2-2 適用外農薬が基準値以下で検出された場合

(1) 検出生産者

- ① 出荷一時自粛
- ② 生産履歴等の点検による原因究明調査
 - ア 適用外農薬の使用がある場合 ⇒ 出荷自粛
 - イ 適用外農薬の使用がない場合 ⇒ 出荷

(2) 出荷集団（検出生産者以外）

- ① 出荷一時自粛
- ② 構成する生産者全員の生産履歴等の点検
- ③ 検出生産者の原因究明調査結果に基づく出荷判断
 - ア 適用外農薬の使用がある場合 ⇒ 出荷自粛
 - イ 適用外農薬の使用がない場合 ⇒ 出荷

3 適用農薬が超過検出された場合

(1) 検出生産者

- ① 出荷一時自粛
- ② 生産履歴等の点検による原因究明調査の実施
 - ア 検査時点で使用時期（収穫前使用日数）を満たしていない場合
→ 使用時期（必要日数）の条件を確保した上で再分析
 - (ア) 当該成分が超過検出された場合 ⇒ 出荷自粛
 - (イ) 当該成分が基準値以内の場合 ⇒ 出荷
 - イ 使用基準違反（適用作物、使用回数、濃度等）が確認された場合
⇒ 出荷自粛
 - ウ 原因が特定できない場合 → 再分析による出荷判断
 - (ア) 当該成分が超過検出された場合 ⇒ 出荷自粛
 - (イ) 当該成分が基準値以内の場合 ⇒ 出荷

(2) 出荷集団（検出生産者以外）

- ① 出荷一時自粛
- ② 構成する生産者全員の生産履歴等の点検実施
- ③ 検出生産者の原因究明調査及び再分析結果に基づく出荷判断
 - ア 検出生産者の安全性確認できない場合（検出生産者の出荷自粛継続）
 - (ア) 生産者全員の分析の実施
 - i 当該成分が超過検出された場合 ⇒ 出荷自粛
 - ii 当該成分が基準値以内の場合 ⇒ 出荷
 - イ 検出生産者の安全性確認できた場合 ⇒ 出荷

4 緊急事態発生農産物が流通した場合及び流通したと予想される場合

(1) 無登録農薬が検出された場合

- ① 検出生産者および出荷集団全員 ⇒ 出荷一時自粛、自主回収、店頭への表示
→ 生産履歴点検と分析に基づく安全性確認による出荷判断
- ② 検出生産者
⇒ 出荷自粛
- ③ 出荷集団（検出生産者以外）
 - ア 無登録農薬の使用がある ⇒ 出荷自粛
 - イ 無登録農薬の使用がない場合 ⇒ 安全性確認して出荷

(2) 適用外農薬が検出された場合

- ① 検出生産者および出荷集団全員 ⇒ 出荷一時自粛、自主回収、店頭への表示
→ 生産履歴点検と分析に基づく安全性確認による出荷判断
- ② 検出生産者
 - ア 適用外農薬の使用がある場合 ⇒ 出荷自粛
 - イ 適用外農薬の使用がない又は確認できない場合 ⇒ 安全性確認して出荷
- ③ 出荷集団（検出生産者以外）
 - ア 適用外農薬の使用がある場合 ⇒ 出荷自粛
 - イ 適用外農薬の使用がない又は確認できない場合 ⇒ 安全性確認して出荷

(3) 適用農薬が超過検出された場合

- ① 検出生産者および出荷集団全員 ⇒ 出荷一時自粛、自主回収、店頭への表示
→ 生産履歴点検と分析に基づく安全性確認による出荷判断
- ② 検出生産者
 - ア 使用基準違反が確認された場合 ⇒ 出荷自粛
 - イ 使用基準違反が確認できない場合 ⇒ 安全性確認して出荷
- ③ 出荷集団（検出生産者以外）
 - ア 使用基準違反が確認された場合 ⇒ 出荷自粛
 - イ 使用基準違反が確認できない場合 ⇒ 安全性確認して出荷

別記2

緊急事態発生農産物に関する公表方法

原則として当該農産物検査を行った認定登録団体が、以下の事案区分に基づいて公表を行う。

1 出荷前の生産物安全性検査による場合

事案区分	公表手段
1 無登録農薬の検出	プレスリリースによる公表 (ただし、既知の農薬代謝物や土壌残留性農薬等の検出は除く)
2 適用外農薬の検出	
①残留農薬基準を超過	原則として、安全・安心ブランド産地協議会のホームページ掲載による公表 (ただし、意図的な使用など、悪質な使用が確認された場合等は、プレスリリースも含めた対応を行う。)
②残留農薬基準以内	原則として、安全・安心ブランド産地協議会のホームページ掲載による公表(分析状況を含めた公表)
3 適用農薬の超過検出	原則として、安全・安心ブランド産地協議会のホームページ掲載による公表(分析状況を含めた公表)
4 緊急事態発生農産物が万一流通した場合及び流通したと予想される場合	プレスリリース、認定登録団体のホームページ掲載、社告及び直売所にあつては店頭告知等による公表

2 行政機関が行う残留農薬検査による場合

事案区分	公表手段
1 無登録農薬の検出	プレスリリースによる公表 (ただし、既知の農薬代謝物や土壌残留性農薬等の検出は除く)
2 適用外農薬の超過検出	認定登録団体のホームページ掲載、社告及び直売所にあつては店頭告知等による公表
3 適用農薬の超過検出	認定登録団体のホームページ掲載、社告及び直売所にあつては店頭告知等による公表

4 公表方法

- (1) プレスリリースは、認定登録団体自らが県庁記者クラブ、農協記者クラブ等への発表により行う。
- (2) 認定登録団体のホームページ掲載は、原則として公表日から 14 日経過後もしくは自主回収開始時から自主回収終了 14 日後までの期間とする。
- (3) 認定登録団体が自らのホームページを有さない場合は、産地協議会事務局に安全・安心ブランド産地協議会のホームページへの掲載依頼を行うことができる。この場合のホームページ掲載期間は、前号と同じものとする。
- (4) 直売所にあつては、緊急事態発生農産物の効果的な回収が可能と判断できる場合は、ホームページ掲載に代えて店頭告知により行うことができる。
- (5) プレスリリース及び認定団体のホームページ掲載内容は、下記①～⑦の情報が記述されていることを必要とする。
 - ①食品等の事故に係る告知情報の表題（タイトル）
 - ②対象農産物
 - ・農産物の名称
 - ・農産物を特定する情報（形態、容量、ロット番号、表示事項等）
 - ・農産物の出荷（販売）年月日、出荷先（販売店）及びその数量
 - ③告知の理由（基準超過の概要、原因、今後の対応等）
 - ④健康への影響（ADI、ARfD の説明等）
 - ⑤問い合わせ先（担当部署、担当者、電話番号等）
 - ⑥返品方法等の連絡事項
- (6) 重大な法令違反の可能性のある事案、消費者等への健康被害の発生が懸念される事案等については、県がプレスリリースにより公表する場合もあるので、認定登録団体は県と連携して公表の取扱いを決定する。

様式第 1 号

生産物安全性検査結果定期報告書

報告期日	年 月 日	
認定登録団体名		
担当者氏名		
連絡先	TEL	FAX

(単位:件)

品目名		分析 件数	異常検出、超過検出件数			
			①無登録農薬 販売禁止農薬	②適用外農薬	③登録農薬の 超過検出	④その他
	前回(月末)					
	今回(月末)					
	計					

注) 超過検出、異常検出件数は、分析検体数の内数。

様式第 2 号

生産物安全性検査緊急報告（異常検出、超過検出）

1 認定登録団体の体制

認定登録団体	(組織名)	
	(所在地)	
生産工程管理者	(総括管理者氏名)	TEL FAX
	(主担当管理者氏名)	TEL FAX

2 生産物安全性検査(出荷前残留農薬分析)の結果

分析機関	組織名	
	所在地 (TEL) (FAX)	
分析対象品目		
分析結果	速報受理日	年 月 日 時 分
	検出成分名	
	分析値	ppm (定量下限値 ppm)
	残留農薬基準	ppm
検出された農薬成分の区分	(1) 無登録農薬 使用禁止農薬 (2) 適用外農薬の a 基準値超過 b 検出 (3) 登録農薬の 残留基準値超過	

< 特記事項 >

()

様式第 3 号

生産物安全性検査に基づく危機管理対応結果報告書

1 認定登録団体の体制

認定登録団体	(組織名)	
	(所在地)	
生産工程管理者	(総括管理者氏名)	TEL FAX
	(主担当管理者氏名)	TEL FAX

2 生産物安全性検査(出荷前残留農薬分析)の結果

分析機関	組織名	
	所在地 (TEL) (FAX)	
分析対象品目		
分析結果	速報受理日	年 月 日 時 分
	検出成分名	
	分析値	p p m (定量下限値 ppm)
	残留農薬基準	p p m
検出された農薬成分の区分	(1) 無登録農薬 使用禁止農薬 (2) 適用外農薬の a. 基準値超過 b. 検出 (3) 登録農薬の 残留基準値超過	

< 特記事項 >

()

2 検体採取生産者、圃場の状況（調査により確認）

項目	調査結果
(1) 検体採取農家の状況	
① 検体採取期日	年 月 日 ()
② 分析対象圃場の面積	アール
③ 栽培記録の有無	有・無
④ 当該農薬使用の記載内容確認	
⑤ 出荷計画	< 出荷時期 > < 出荷先 > < 出荷量 >
⑥ 出荷済農産物の有無	有・無 < 出荷時期 > < 出荷先 > < 出荷先 >
⑦ 出荷済農産物の対応	
⑧ 生産者との対応と見解	
(2) 所属集団の状況	
① 構成生産者数	() 戸 うち栽培記録記帳生産者数 () 戸
② 当該農薬使用の確認状況	確認済み生産者数 () 戸 うち使用確認生産者数 () 戸、 未確認生産者数 () 戸
③ 集団の概況	

3 認定登録団体として実施した安全性確保対策

対応事項	具体的内容
(1) 危機回避活動の経過 (時系列で整理)	
(2) 安全性確保対策として実施した事項 (出荷判断等)	

緊急事態発生農産物対応報告書（第 報）

1 連絡対応者

認定登録団体	(組織名)	
	(所在地)	
生産工程管理者	(総括管理者氏名)	TEL
	(主担当管理者氏名)	TEL

2 検査内容

検査区分	生産物安全性検査 行政機関等の検査 食品等事業者の検査	
対象品目		
分析機関		
検査結果	受理日	年 月 日 時 分
	検出成分名	
	検出値	p p m (定量下限値 ppm)
	残留農薬基準	p p m

3 栽培履歴等の調査実施状況

検体採取生産者	調査状況	調査済 調査中 (頃まで完了見込み)
	検体採取圃場面積(a)	
	栽培履歴	無 有
	当該農薬の使用状況	無 有 (適正 不適正)
	検出原因	
	特記事項	
出荷集団	調査状況	調査済 調査中 (頃まで完了見込み)
	構成生産者戸数	戸 うち栽培記録記帳生産者数 (戸)
	当該農薬使用の確認状況	確認済み生産者数 戸 うち使用確認生産者数 (戸) 未確認生産者数 戸
	特記事項	

4 流通させた農産物を特定する情報

ロット番号(生産者番号)	
出荷時の形態・容量に関する情報	
その他表示事項	

5 集荷数量

当該生産者と出荷集団もしくは集荷団体の集荷ロット区分： 可能 困難

	年月日	集荷数量	形態・容量別集荷数量
当該生産者			
		計	
出荷集団全体			
		計	
集荷団体全体			
		計	

※ 当該生産者と出荷集団もしくは集荷団体の集荷ロットが区分可能である場合は、出荷集団全体と集荷団体全体の集荷数量は記載不要。

※ 基準値超過成分の散布日もしくは原因特定日（農薬飛散等）から現在までの集荷数量を記載する。

6 出荷数量

当該生産者と出荷集団もしくは集荷団体の出荷ロット区分： 可能 困難

	年月日	出荷数量	出荷先（販売店）	形態・容量別出荷数量
当該生産者				
		計		
出荷集団全体				
		計		
集荷団体全体				
		計		

※ 当該生産者と出荷集団もしくは集荷団体の出荷ロットが区分可能である場合は、出荷集団全体と集荷団体全体の出荷数量は記載不要。

※ 基準値超過成分の散布日もしくは原因特定日（農薬飛散等）から現在までの集荷数量を記載する。

(参考)

食品衛生法施行条例（平成12年3月21日条例第23号、最終改正：平成23年3月22日条例第16号）（抜粋）

9 回収及び廃棄

- (1) 食品等、器具及び容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る体制を整備するとともに、自主的に回収するときは、直ちに、その旨を保健所の長に報告すること。
- (2) 回収した製品は、他の製品と明確に区分して保管し、適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 回収を行う際に、当該回収に係る製品に起因する食品衛生上の危害の発生の防止のため消費者への注意を喚起する必要があるときは、当該回収を行っている旨の公表を行うこと。

10 情報の提供

- (1) 食品等、器具及び容器包装の安全性に関する消費者に対する情報の提供に努めること。
- (2) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る消費者からの健康被害（当該健康被害が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因する又はその疑いがあると医師の診断を受けたものに限る。）に関する情報及び法の規定に違反する食品等に関する情報を取得した場合は、保健所の長に速やかに報告すること。

山形県食品等自主回収報告等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号。以下「条例」という。）別表第1に規定する食品、添加物、器具及び容器包装に係る報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主回収報告)

第2条 条例別表第1第9項第1号の規定による報告は、「食品等自主回収開始報告書」（別記様式第1号）を提出することにより行うものとする。

2 次に掲げる場合は、報告を要しないものとする。

- (1) 回収する製品が消費者に販売されていないことが明らかな場合
- (2) 食品衛生上の理由以外の理由により回収する場合

(自主回収終了報告)

第3条 前条第1項の規定による報告を行った営業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、その旨を「食品等自主回収終了報告書」（別記様式第2号）により保健所長に報告するものとする。

(健康被害に関する報告)

第4条 条例別表第1第10項第2号の規定による健康被害に関する報告は、「食品等による健康被害に関する報告書」（別記様式第3号）を提出することにより行うものとする。

(違反食品に関する報告)

第5条 条例別表第1第10項第2号の規定による食品衛生法の規定に違反する食品等に関する報告は、「食品衛生法違反食品等に関する報告書」（別記様式第4号）を提出することにより行うものとする。

(危機管理監への報告)

第6条 保健所長は、第2条から前条までの規定による報告を受けたときは、速やかに、危機管理監に報告するものとする。

(情報提供)

第7条 危機管理監は、前条の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、県民及び関係機関に情報を提供するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(表)

年 月 日

保健所長 殿

住所又は事務所等の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

(電話番号)

食品等自主回収開始報告書

(製造・加工・輸入・販売)した(食品・添加物・器具・容器包装)について、下記のとおり自主的に回収しますので、食品衛生法施行条例別表第1第9項第1号及び山形県食品等自主回収報告等実施要領第2条第1項の規定により報告します。

記

回収する食品等の商品名(名称)	
回収する食品等を特定するための情報 (形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ※ 製品の表示事項、写真があれば添付して下さい。	
食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	
回収開始年月日	

(裏)

製造等が行われた事業所の 名称及び所在地	
回収の理由 ※ 何らかの健康への影響 があった事例がある場合 は、その内容を記入してく ださい。	1 食品衛生法に違反するもの 【具体的な内容】 2 その他健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (1) 衛生管理の不備による異常 (2) 健康被害が生じているもの (3) 行政処分を受けた場合であって、処分対象品と同様の違反が 疑われるもの (4) その他 【具体的な内容】
回収に至った原因 ※ 不明の場合は、その旨と 理由を記入して下さい。	
回収の方法 (回収方法、回収情報の周知 方法、問合せ先、回収品の保 管場所、回収終了予定年月日 等) ※ 社告、ホームページの掲 載等を行う場合は、その内容 を添付して下さい。	
想定される健康への影響	
県ホームページでの公表の 可否	
担当者所属部署及び担当者 名	(電話番号)
備 考	

(表)

年 月 日

保健所長 殿

住所又は事務所等の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

(電話番号)

食品等自主回収終了報告書

年 月 日付けで報告しました(食品・添加物・器具・容器包装)の自主的な回収について、下記のとおり終了しましたので、山形県食品等自主回収報告等実施要領第3条の規定により報告します。

記

回収した食品等の商品名(名称)	
回収終了年月日	
回収した食品等の数量 ※ 複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。	

(裏)

回収に至った原因 ※ 食品等自主回収開始報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。	
再発防止のために講じた措置	
回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 ※ 処分等の方法は、廃棄、食用以外への転用等衛生上の支障のない方法によることとして、具体的な内容を記入してください。	
処分等を行う予定時期	
担当者所属部署及び担当者名	(電話番号)
備 考	

(表)

年 月 日

保健所長 殿

住所又は事務所等の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

(電話番号)

食品等による健康被害に関する報告書

(製造・加工・輸入)した(食品・添加物)について、下記のとおり健康被害に関する情報を取得しましたので、食品衛生法施行条例別表第1第10項第2号及び山形県食品等自主回収報告等実施要領第4条の規定により報告します。

記

健康被害に係る食品等の商品名(名称)	
健康被害に係る食品等を特定するための情報 (形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ※ 製品の表示事項、写真があれば添付して下さい。	
製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	

(裏)

健康被害に関する情報を取得した年月日	
健康被害に関する情報の内容 (消費者の氏名・住所、症状、喫食(使用)年月日、発症年月日・時刻、受診年月日、受診医療機関名・所在地・電話番号等) ※ 医師の診断書の写しがあれば添付して下さい。	
担当者所属部署及び担当者名	(電話番号)
備 考	

(表)

年 月 日

保健所長 殿

住所又は事務所等の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

(電話番号)

食品衛生法違反食品等に関する報告書

(製造・加工・輸入) した (食品・添加物) について、下記のとおり食品衛生法に違反する食品等に関する情報を取得しましたので、食品衛生法施行条例別表第 1 第 10 項第 2 号及び山形県食品等自主回収報告等実施要領第 5 条の規定により報告します。

記

食品衛生法違反に係る食品等の商品名 (名称)	
食品衛生法違反に係る食品等を特定するための情報 (形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ※ 製品の表示事項、写真があれば添付して下さい。	
製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
食品等の出荷 (販売) 年月日、出荷先 (販売店) 及びその数量 ※ 多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	

(裏)

食品衛生法違反に関する情報 を取得した年月日	
食品衛生法違反に関する情報 の内容	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者 名	(電話番号)
備 考	